

都市計画事業説明会

次 第

一．開会

二．挨拶

三．職員紹介

四．都市計画事業の
概要について

五．ご意見聴取 質疑応答

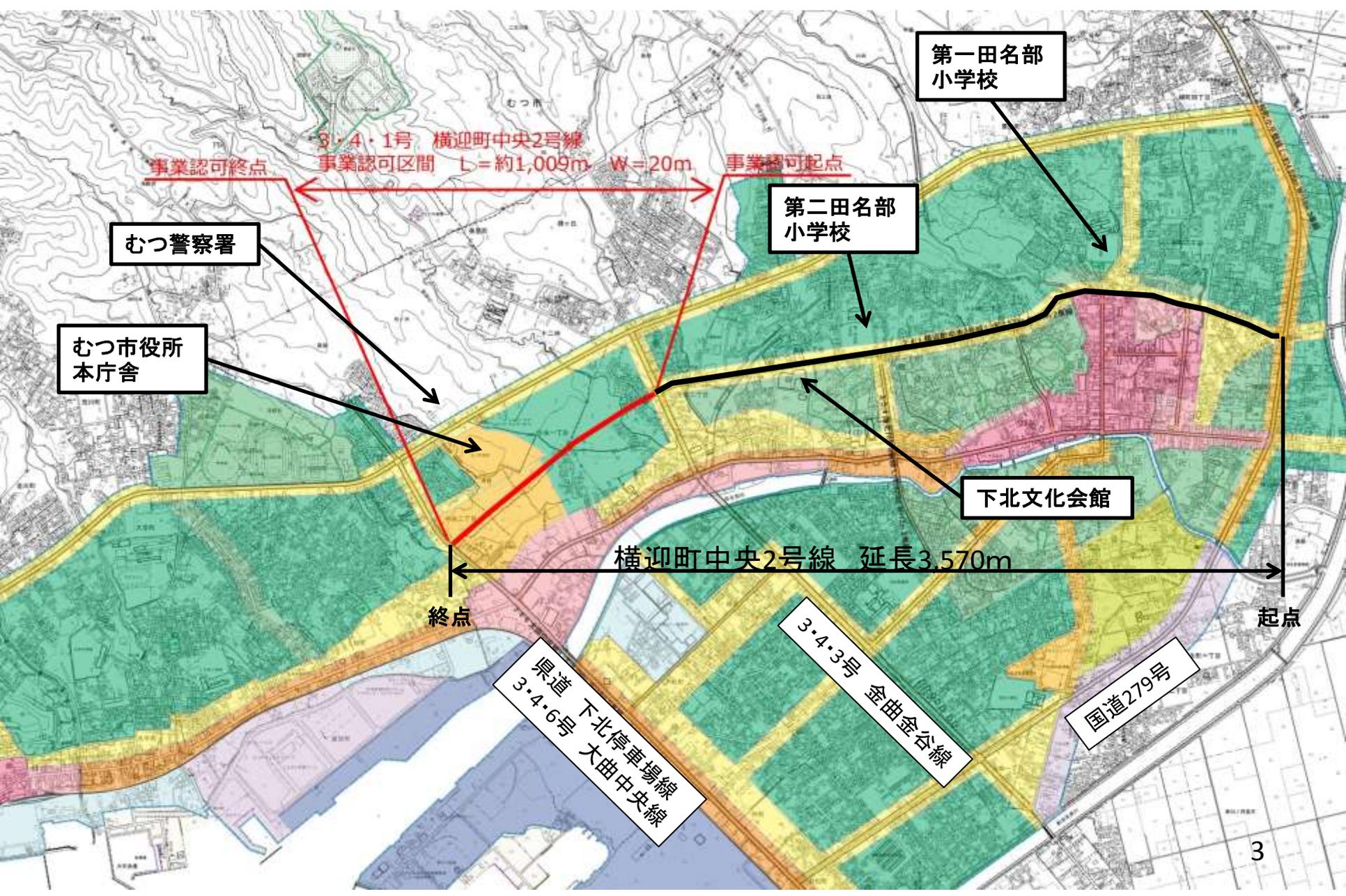
六．閉会

都市計画道路 3・4・1号
横迎町中央2号線
都市計画事業説明会

平成25年11月14日

本庁舎大会議室A 18:30～

位置図



1. 施行者の名称 むつ市
2. 都市計画事業
の種類及び名称 むつ都市計画道路事業
3・4・1号横迎町中央2号線
3. 事業地 金谷二丁目、中央一丁目及び
中央二丁目 地内
4. 事業施行期間 平成25年10月18日から
平成32年3月31日まで

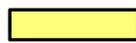
- むつ市都市計画マスタープランでは、事業区間のおおむね中心から終点側にかけての区域が商業・行政業務エリアとして位置づけられています。
- 災害時の対策本部となる市本庁舎及びむつ警察署が立地する重要なエリアとなっています。



- マスタープラン上の土地利用を進めるため、及び、国道338号むつバイパスの代替路線の確保とした防災機能の向上を図るため、都市計画道路「横迎町中央2号線」の整備を行うこととしました。

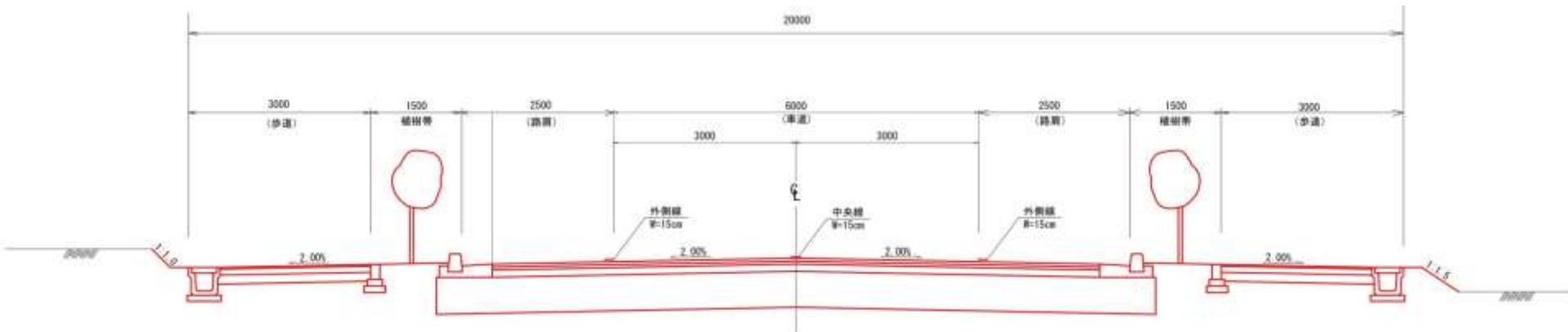
事業地について

3・4・1号横迎町中央2号線
L=約1,009m 2車線 幅員20m

凡例  収用の部分

事業地 中間部 拡大図





事業認可時の標準横断図となります。
これからの詳細設計において、図の内容が変わることがあります。

事業認可前

- 階数が2以下、地階を有しない、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の容易に移転、除却できる建築物 → 建築が許可されます。

都市計画事業の開始後

事業認可後(10月18日以降＝青森県報に記載された日以降)

- 事業施行の障害となるおそれがある「土地の形質の変更」、「建築物の建築」、「その他工作物の建設」、「移転が容易でない物件の設置、堆積」については、市の許可が必要となります。(法第65条) → 原則、不許可。

土地建物等の先買いについて

- 土地建物等の先買い(法第67条)
 - ① 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方はむつ市に届け出なければなりません。
 - ② 届出後30日以内にむつ市が買い取る旨の通知をしたとき、売買が成立したものとみなします。
 - ③ 届出後30日の期間内は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。

土地収用法上の諸効果が発生します。

都市計画道路変更
決定・告示(H25.7)



1. 都市計画事業認可申請
(都市計画法(以下法。)
第59条第1項)(H25.9)

2. 都市計画事業の県の認可・告示
(H25.10)法62条第1項

3. 事業地表示図面、設計概要表示
図書の縦覧を公告
(H25.10)法62条第2項

4. 2の告示後、法65条による建築、
工作物の建設、土地の形質変更
等の制限が開始。

5. 都市計画事業に関する施行者
(=むつ市)による公告
(H25.10) 法66条

6. 有償譲渡制限開始(公告の日
から10日後)
(法第67条)(H25.11.8から)

7. 都市計画事業説明会
(法第66条)(H25.11)

現在地

8. 周知看板設置(有償譲渡制限)
(法第66条)(H25.11)
(事業終了用買完了まで)

9. 道路 路線測量(中心、縦断、
横断)(~H26.7)

10. 道路詳細設計
(~H26.7)

11. 地質調査(私有地内でボーリ
ング調査等を行います。)
(~H26.7)

12. 工事内容・用地調査説明会
(H26.8)
(道路設計内容説明、用地測量・用
地調査について説明。(設計に基
づいた用地測量を行い、用地境界
の確認を行います。買収幅の杭を
現地に打ちます。また、建物等の
調査の立会いをお願いします。)

13. 用地測量・用地建物調査実施
(H26.9~H27.3)

14. 用地買収(H27.4~)
1工区はH27年度内で完了

15. 本線工事 第1工区
(県道~市役所南口)、終点部交
差点(H28年度、29年度)

16. 市道工事 市連絡線
(H29年度)

17. 本線工事 第2工区
(市役所南口~起点方面)、起点部
交差点(H30年度、31年度)



18. H31年度全線完成

ご注意ください。スケジュールは、変更す
ることがあります。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。